

令和5年度愛媛県食品衛生監視指導計画の実施状況

1 監視指導の実施状況

(別添－1)

愛媛県における、食品等の生産、製造、加工、輸入、流通販売等の実態、食中毒等の発生状況、施設の食品衛生管理の状況等を勘案し、重点監視業種並びにランク別監視回数を設定し、監視指導を行った。

1) 重点監視業種及び一般監視業種に対する監視指導の実施状況

- * 監視実施数合計は9,762件であり、監視目標数を達成している。(実施率111.1%)
(一般監視目標数に対する実施率111.1%、重点監視目標数に対する実施率111.1%)

2 収去検査の実施状況

(別添－2)

令和5年度愛媛県食品等収去検査実施計画に基づき、県内で生産・製造・加工又は流通販売されている農畜水産物や加工食品等について、細菌検査、食品添加物、残留農薬等の収去検査を実施した。

1) 違反・不良等の状況 (別添－3)

- * 違反・不良を確認したものは2件であり、内容はいずれも食品衛生法第13条違反(添加物使用基準違反)であった。

2) 輸入食品等の検査結果 (別添－4)

- * 輸入かんきつ等の防かび剤(O P P、O P、T B Z、イマザリル)、輸入食肉や冷凍野菜の残留農薬等の検査を実施した結果、違反は認められなかった。

3) 環境汚染物質の検査結果 (別添－5)

- * 魚介類中の有機スズ化合物(T B T C、T P T C(魚網防汚剤))の検査を実施した結果、すべて許容濃度未満であった。

4) 遺伝子組換え食品の検査結果 (別添－6)

- * 原料大豆の遺伝子組換え検査を実施した結果、すべて適正に表示がなされていることを確認した。

3 食中毒の発生状況 (別添－7)

- * 食中毒疑い事例のうち、疫学調査及び細菌・ウイルス検査等の結果、4件について食中毒と断定した。また、危害の拡大防止及び再発防止を図るため、各事例についてプレスリリースを行った。

4 食中毒注意報の発令状況 (別添－8)

- * 「食中毒注意報発令要領（平成16年4月27日施行）」に基づき、食中毒の発生が予想される場合に食中毒注意報を発令し、県民及び食品取扱者に対し食品衛生に関する注意を喚起することによって、食中毒の発生を未然に防止するとともに、併せて食品衛生の知識の普及を図った。令和5年度には注意報を計10回発令した。

5 リスクコミュニケーションの開催状況 (別添－9)

- * 愛媛県では、食品の安全性をテーマに消費者等との双方向の意見交換を行い、その意見を食品安全行政に反映させるなど、消費者等との相互理解、相互信頼を築くため、リスクコミュニケーションを計5回開催した。
- * アンケートによる消費者意識の動向調査の結果は、「えひめ食の安全・安心情報」ホームページに掲載している。

6 食品衛生推進員の活動状況 (別添－10)

- * 食品衛生法第67条の規定に基づき、愛媛県が委嘱する食品衛生推進員は、平成16年度から開始した「緊急食品情報システム」「食中毒注意報の発令」等と併せて飲食店営業施設等の巡回指導を行い、衛生管理の方法等の相談に応じ、助言を行うなど食品衛生の向上を図るための活動を行った。

7 と畜場等におけるモニタリング検査等の実施状況 (別添－11)

- * 安全な食肉・食鳥肉の流通を図るため、と畜場、食鳥処理場における管理運営基準の遵守状況や一般的衛生管理事項の実施状況とともに、残留抗菌性物質及び微生物モニタリング検査を実施した。